

平成28年 第10回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 平成28年10月11日（火曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

みなかみ町農業委員会第10回会議議事録

- 1 開催日時 平成28年10月11日 午後1時30分
- 2 開催場所 みなかみ町役場本庁舎2階第1会議室
- 3 出席委員 18名
- | | | | | | |
|-------|-----------|-------|---------|-------|-----------|
| 1番委員 | 榎 洙 武 重 | 2番委員 | 櫻 井 孝 司 | 3番委員 | 高 橋 俊 信 |
| 4番委員 | 高 橋 良 一 | 5番委員 | 廣 田 尚 夫 | 6番委員 | 石 坂 達 夫 |
| 7番委員 | 今 井 育 男 | 8番委員 | 吉 野 拓 夫 | 9番委員 | 星 野 榮 一 |
| 10番委員 | 高 橋 俊 一 | 11番委員 | 森 下 一 郎 | 13番委員 | 小 池 正 明 |
| 14番委員 | 原 澤 幸 雄 | 15番委員 | 原 澤 章 | 16番委員 | 原 澤 孝 一 |
| 17番委員 | 内 海 美 津 江 | 18番委員 | 高 宮 玉 江 | 19番委員 | 高 橋 久 美 子 |

- 4 欠席委員 1名
- 12番委員 河 合 博 満

- 5 議事録署名委員
- 16番委員 原 澤 孝 一 17番委員 内 海 美 津 江

- 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名
- 事務局長 林 和 也 書記 中 澤 聡 書記 泉 雪 江

- 7 会議に附した事件
- 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第32号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
- 議案第33号 非農地判断について

協議事項・報告事項

- (1)形質変更届の取下について

その他

- 後援等名義使用承認申請書（みなかみ農業まつり）について

- 8 会議の成立
- 農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。

開 会 みなかみ町農業委員会職務代理高橋俊一開会を宣す。

顛 末

議 長 会長議長となり、議事録署名委員に16番委員原澤孝一・17番委員内海美津江を指名し議事に入る。

議事に入ります。

議案第31号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局よりお願いいたします。

事務局 1 ページをお開きください。
議案第31号農地法第3条の規定による許可申請について。
次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、決定を求める。
別紙記入事件2件。
次のページをお開きください。
◇（議案書・順次、農地の所在、地目、農振区分、面積、契約内容、稼働力を朗読、説明。）
以上、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、審議に入る前に、〇〇委員が関係しているので、退席をお願いいたします。
（〇〇委員退席）
それでは、番号1、〇〇さんが経営移譲をしたいということで、息子さんの〇〇さんに貸し付けという形です。
担当委員が、本来であれば〇〇さんなんですけれども、当事者でありますので、櫻井委員にお願いしてありますので、お願いいたします。

2番委員 2番、櫻井孝司です。よろしくお願います。
農地法第3条による申請議案の調査結果について報告いたします。
10月10日、昨日なんですけれども、現地調査及び譲受人、設定人等に確認したところ、以下のとおりでありました。
営農意思の確認についてですが、息子さんも同居で、専業で農家を手伝っています。継続的な営農活動が確認できました。営農は確実と思われます。
〇〇氏の農地全てを使用貸借とし、十分に耕作面積があり、3町5反ありますので、下限の1反歩をはるかに上回っております。
現状以上に営農が進むと思われ、周辺農地の利用に支障の有無については、現地調査での確認において、営農を行う上で周辺に支障が発生するおそれはございません。
その他に懸案事項は特にございません。
以上、よろしくご審議をお願いいたします。

議長 ただいま櫻井委員のご報告いただきました。
経営移譲は順調に行われるという報告でしたが、意見、ご質問等ございましたら、挙手の上発言願います。いかがですか。ありませんか。
（「異議なし」の声）
なければ、許可と決定いたします。
（〇〇委員着席）
続きまして、番号2、〇〇さんから〇〇さんに有償移転ということです。
担当委員さんの報告をお願いいたします。

7番委員 7番、今井育男です。
農地法第3条による申請議案の調査結果について報告いたします。
位置ですけれども、〇のほうから〇方向へ進んで、〇を過ぎてすぐの信号、〇信号から右へ上がりまして、〇をずっと上って行って、800mぐらい、今、

画面に出ているところですがけれども、そのこのところの右側で、そのこのところが、この写真で見ますと、その場所が畑に見えるんですが、実際は土手みたいになっているんですね。土手みたいになっているんですが、その土手そのものが〇〇さんが親から譲り受けた土地なんですけれども、相続した土地なんですけれども、そのこのところのほうを、もう40年ぐらい作ってないんですね。耕作してないので、それで譲受人の〇〇さんがそのこのところをバックホーでならして、畑につくって耕作したいということで、この間受けてきたんですけれども、それで、また譲渡人については、譲受人の〇〇さんから電話番号を聞いて、実際住んでいるのが〇だったものですから、電話で確認したところ、間違いないということで確認はしております。

それと、営農意思の確認についてですけれども、これは相続による農地は、営農状況4反以上でありますので、申請、自宅、道路を挟んで向かいで、自宅が、今映っている建屋が自宅なんです、譲受人の。自宅に、それが平成13年にそこへ家を建てて、もとの家はもっと違うところなんですけれども、ここへ出てきたんで、家のそばだから譲り受けたいという話で聞いてまいりました。

周辺の利用の支障の有無については、それも現地のその右側の三角になっているところなんですけれども、そのこの場所が譲受人の土地なので、続いています。そういった関係上、支障することはありませんでした。

そこに細く下のほうにあるんですけれども、それが昔の旧道なんです。それで、新しくできた道との間に残ったもので、両方に分かれたということなんですけれども、そのすぐ自宅の隣、続きのところなんですけれども、地番がその1、その2で分かれているんですけれども、そこも譲受人の〇〇さんが今現在、借りているところです。

そういったところで譲り受けたいということなんですけれども、その他の懸案事項は特にございませんでした。

よろしくご審議のほどお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

議 長

ただいま今井委員より説明いただきました。

現在、放置されている畑を、これから譲り受けて有効に利用したいというお話でした。

この案件につき質問、ご意見等ございましたら、挙手の上、発言願います。いかがですか。ありませんか。

(「なし」の声)

なければ、許可相当と決したいと思います。よろしいですか。

(「異議なし」の声)

許可と決します。

続きまして、議案第32号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、事務局よりお願いいたします。

事務局

5ページをお開きください。

議案第32号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請書の提出があったので、意見を付して県知事に進達しなければならないので意見を求める。

別紙記入事件1件。

次のページ、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請につい

てをご覧ください。

農地法第5条の規定により許可された後に計画を変更する案件でございます。

◇（議案書・番号1、申請区分、処分結果及び許可年月日、変更前の申請当事者、変更後の事業承継者等、許可となった土地の表示、地目、面積、変更前の転用目的、変更後の転用目的、変更前の権利の種類、変更後の権利の種類、転用理由を朗読、説明。）

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 では、担当委員さんお願いいたします。

8 番 8番、吉野でございます。

10月1日に現地を確認、調査してまいりました。今、事務局のご説明のとおりでございます。

それと、下に畑なんですけど、そこはちょっと、何かビニール張って、トマトとかいろいろ何かつくってあるんですけど、その畑に対しての反射とか何とか問題がないかとの〇〇に10月4日にお電話して、お話を聞いたんですけど、もしそういった被害があるような場合は、ここにフェンスなどを立てて、直接光が当たらないようにするとか、いろいろな対策を考えているようでございます。

そんなところで、別段何の問題もないと思われまますので、皆様、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま吉野委員より報告いただきました。

この案件につきご意見、質問等ございましたら、挙手の上発言願います。いかがですか。ございませんか。

（「なし」の声）

なければ、許可相当と決したいと思います。よろしいですか。

（「異議なし」の声）

それでは、許可と決します。

続きまして、議案第33号非農地判断について、事務局よりお願いいたします。

事務局 7ページをごらんください。

議案第33号非農地判断について。

〇〇より所有する土地の非農地証明の依頼がありましたので農地法第2条第1項の「農地」でないことの判断を求める。

別紙調書に記載のとおり。

次のページ、非農地判断の承認についてをごらんください。

非農地判断の承認について。

◇（議案書・番号1、所在、地目、面積、所有者を朗読、説明。）

ご審議のほうをよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、担当委員さんの報告をお願いいたします。

9 番 9番の星野です。よろしく申し上げます。

説明は事務局でほとんどしてくれたので、私のほうからは余りないのですが、本人に当然営農の意思はありませんし、周辺に農地というのありません。周りはペンションということで、〇というところなんですけれども、景観的なもので今回の申請に至ったというふうに聞いております。

皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま星野委員より報告いただきました。

現状が、面積と形状からいって、農地として利用しにくいというようなことがございます。

この案件につきご意見、ご質問等ございましたら、挙手の上発言願います。

事務局

すみません。事務局の勝手際で、現地の写真をコピーしてきます。

議長

では、これから資料を用意していただくようですので、少しお待ちいただきます。

事務局

大変失礼しました。今、お手元にある一番上のが川の上流から、この辺からこういうふうに撮られている写真です。1枚目、2枚目と、こういうふうに撮られております。3枚目が、逆に川下のほうから上部のほうに写真を撮らせていただいたものです。

現地の測量図も見つかったんですけれども、これが町道で、ここに細く三角にこういうふうに残っている残地のようですので、恐らく写真に写っている砂利が敷いてあるところから藪になっているところのほうに広がって、1枚目、2枚目あたりはですね、該当地があるように思われます。

周辺に農地は、ごらんのとおり、全然もうございませんので、集積して、広く農地ができるような場所でもございませんし、この農地、公簿上は103㎡なんですけれども、これだけで何かできるような農地ではないように思われます。

以上、ご審議をお願いします。

議長

今、事務局より細かな説明いただきましたけれども、ご意見ございませんか。
（「異議なし」の声）

なければ、非農地として判定いたします。

続きまして、5番、協議事項・報告事項の（1）形質変更届の取下について、事務局よりお願いいたします。

事務局

9ページをごらんください。

協議・報告事項（1）形質変更届による届出について取り下げの届出がありましたので、報告いたします。

◇（議案書・番号1、申請者、届出する土地の表示、地目、面積、所有者、形質変更の概要、工事の時期、変更理由を朗読、説明。）

以上、報告いたします。

議長

ただいま事務局より報告いただきました。

続きまして、資料にはありませんけれども、JA利根沼田より、後援等名義

使用承認申請書という形で、みなかみ農業まつりがみなかみ支店と新治支店で
行われる。それについて、後援者ということで、農業委員会の名前を使わせて
いただきたいという申請が来ています。

今までも後援をしていたというような経過があるようですので、皆さんにお
諮りして、特別異議がなければ、農業まつりということですので、農業委員会
としても後援をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

実施の日にちは、平成28年10月30日、これはみなかみ支店、ちょっと
ややこしいんですけども、JAで組織が統合になりまして、みなかみ町の中
に新治支店と平仮名のみなかみ支店と2つの支店の体制になりました。です
から、旧水上支店と月夜野支店が合併をして、平仮名のみなかみ支店という形
になっていますので、わかりにくくてあれですけども、もう一つの新治支店の
会場が平成28年11月6日に行われるということです。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、後援に承認をするということで決めます。

事務局のほうはないですか。

事務局

これで議事、それから協議事項は一応終わりましたので、ここで閉会という
ことで、閉会のほうを職務代理にお願いしたいと思います。

閉 会

みなかみ町農業委員会職務代理吉野拓夫閉会を宣す。

〔午後2時00分〕